

能装束 紅地蜀江文黄緞狩衣
裏 白地草花文辻が花染

一領

山形県 黒川能 上座
(管理団体 櫛引町)

指定年月日 重要文化財(昭和六十年六月六日)

修理年度 昭和六十二年

補助事業者 櫛引町(山形県東田川郡)

修理施工者 宇佐美松鶴堂

一 序

この狩衣は山形県の黒川能の上座太夫家に能装束として伝来したもので、代々の太夫世襲披露の「翁」の舞に着用されてきた。表地には中国(明)から舶載された黄緞、裏地には小袖を引き解いた白練緯地辻が花染裂を用いた衿仕立て、総体に古様を示す室町時代の能装束の遺例である。

今回の修理は、長年の使用と経年劣化によって、脆弱化した表地の黄緞、無数の横切れを生じた裏地の辻が花染小袖裂を補修して今後の保存をはかろうとするものである。同時に裏地の辻が花染裂は室町時代の稀少な小袖を引き解いたもので、ほぼ一領分が残っているため、修理に際して狩衣から取り外し、当初の小袖に仕立て直して別途保存をはかることとなった。

このため、事前に小袖への復元の可能性が検討され、現状変更の

許可を得た後に修理に着手した。

二 寸法、品質形状等

寸法 単位 cm

身丈一二九・五 前身幅二五・三(のぼり幅五・三を含む)

後身幅四二・五 袖丈 六三・〇 袖幅五四・〇

品質形状

表地に蜀江文の黄緞、裏地に白練緯地辻が花染裂を用いた衿仕立ての狩衣である。形状は盤領、闕腋で身丈は前後同寸、身幅はややく、のぼりの幅はごく狭い。袖は裂幅いっぱいを用いた一幅の広袖である。首は四角く開け、襟は平たく仕立てる。上前の襟端と、下前の襟端より三〇センチのところに紅節絹の平ぐけ紐を縫い付け、下前の襟端と、そこより二三センチの襟裏には紺地海気紐の断片を残す。

表地の黄緞は経四枚変り縹子組織で、地緯は木綿糸を二本引き揃え、絵緯は黄・萌葱濃淡・浅葱濃淡・白・紅・銀箔糸などを全越に入れて、蜀江文を織りだす。

裏地は白練緯地辻が花染裂が用いられている。この裂は本来小袖であつたものを引き解いて、狩衣の形にはぎ合わせ、これを裏向きに付けている。裂は大小とりまぜ十七枚に切断されているが、ほぼ小袖一領分(襟、袖、後身頃の一部は欠失)が残されており、当初の姿に復元できる。小袖は肩と裾を紅色の絞り染で洲浜取りした肩裾小袖である。文様は裂が裏使いされているため子細に観察できないが、草花や貝の文様が朱描きと摺箔の技法であらわされている。

三 損傷状況

- (1) 表地は全体に褪色し、経の絹糸が脆弱化している。
- (2) 各縫い山および折れ山、袖口、裾は裂が薄くなっている。
- (3) 後身頃の中央左寄りに二センチ角の穴がある。
- (4) 左袖底に縫い目のほつれがある。
- (5) 襟の平ぐけ紐は弱ってちぎれそうな状態である。
- (6) 裏地の練緯は経糸が弱り、随所に横切れを生じ、特に後身頃の裾部分の損傷が大きい。
- (7) 裏地の縫い山、折れ山はすじ裂けしており、特に袖口、裾は顕著である。

四 修理の概要

- (1) 表地、裏地を解体して別々にした。
- (2) 表地の欠損箇所似寄りの錦を裏から部分的に当てて極細糸にてこまかく繕った。
- (3) 表地全体に、地色に合わせて染めた薄絹（平絹）を裏から当てて極細糸にてこまかく綴じつけ、表地全体を補強した。
- (4) 襟の平ぐけ紐は、一度取り外して縫い目を解き、裏から似寄りの平絹を当てて補強し、元通りに取りつけた。
- (5) 狩衣の裏地には薄茶地紬風平絹を新補した。この裏地は当狩衣と同時に伝来した黒川能下座の能装束 藍紅紋紗地太極図印金狩衣（重要文化財 室町時代）の裏地を参考にして似寄りの裂（経糸二一

中四本双 箴五〇枚二つ入り、緯糸結城細糸一本緯 七〇本／一寸）を製織した。

- (6) 取り外した白練緯地辻が花染裂は、それぞれに解体して別々にした。

- (7) 辻が花染裂に似寄りの練緯（経糸二一中二本双 箴五〇枚二つ入り、緯糸二一中三本合二本緯 一〇〇本／一寸）を小袖一領分新調して、これに辻が花染裂を極細糸にてこまかく綴じつけて補修し、各部の裂をもとの小袖の形に仕立てた。

小袖の仕立て寸法は、かつての縫い痕や折り目から、ほとんどが判明した。また、襟、袖、後身頃などの欠失した部分是新調した練緯のままにしたが、肩裾の洲浜形の欠失箇所は縫い締め絞りによる地染のみを施した。

- (8) 小袖の裏地は狩衣の新裏地よりやや薄い茶色の紬風平絹を新調し、なかに真綿を入れて給仕立てにした。

- (9) 桐製、表溜め塗、被せ蓋、二段重ね、下石板入り、真田紐付の保存箱を調整し、狩衣と小袖を同時に収めるようにした。

五 復元された小袖について

寸法	単位 cm	
身丈	一三〇・〇	衿 六〇・〇
後幅	三八・五	前幅 三八・〇
衿下り	一一・〇	衿幅 二四・〇
袖丈	四六・〇	袖幅 二一・五
袖口	一八・〇	袖口一八・〇
襟幅	一四・〇	襟肩明 一三・〇
		立裋 三九・〇

本小袖は表地に白練緯を用い、肩と裾を紅色の絞り染で洲浜取りして、そのなかに文様を表した肩裾小袖である。形状は身幅に対して袖幅が狭く、袖は丸袖で、袖口が狭く、振りはない、身幅は前後ほぼ同寸で、衽幅は広く、立衽は短いなど、桃山時代以前の初期小袖の特色を示している。

文様は肩と裾の洲浜形のなかを身頃の左右で地色や文様を替えた片身替である。左身頃・左袖は地を濃紅色に染めて、立涌に橘や菊花などの草花をあらわす。技法は朱で立涌や花卉・葉の輪郭、葉脈を描き、その上から金摺箔（大部分は剝落）を施し、朱描きのない部分は銀摺箔で文様をあらわす。いっぽう、右身頃（右袖は欠失）は地を淡紅色に染めて、同様の技法で波間に海松貝・蛤・いたや貝・貝桶をあらわしている。

この小袖は形状をはじめ、縫い締め絞りによる肩裾の洲浜取りや、紅の朱描きと金銀の摺箔を併用した技法などが鶉桜菊文辻が花染小袖（東京国立博物館保管 重要文化財）に近似する。鶉桜菊文辻が花染小袖は肩裾（後裾は除く）を紅色の洲浜形に絞り染して、さらに洲浜形のなかを山形に白く抜き、紅地には橘、桐、椿などの文様を朱描きと金銀摺箔であらわし、白抜きの部分には花鳥の文様を黄色の色差しと描絵であらわしている。この紅地部分の文様の表現や技法が本小袖のそれと類似しているのである。鶉桜菊文辻が花染小袖には永禄九年（一五六六）の寄進銘があり、本小袖も形状や染織技法の点からほぼ同時期の製作と考えられる。室町時代末期の稀少な遺例である。

六 最後に

今回の修理によって、本件は指定当時の現状が変更されたことになる。これにともない本件は、昭和六十三年六月六日付けで次のように重要文化財の指定名称の変更がなされた。

能装束 紅地蜀江文黄綴狩衣

一領

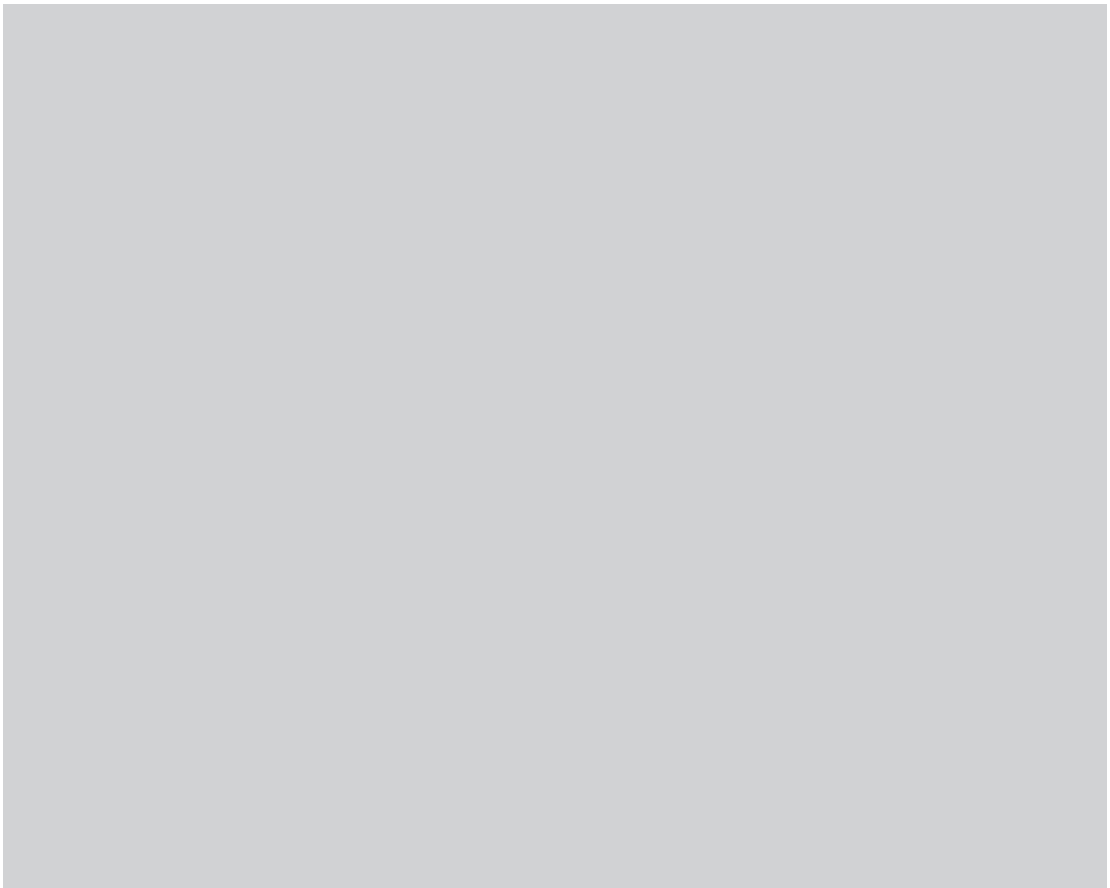
白地草花海賦文辻が花染肩裾小袖

一領

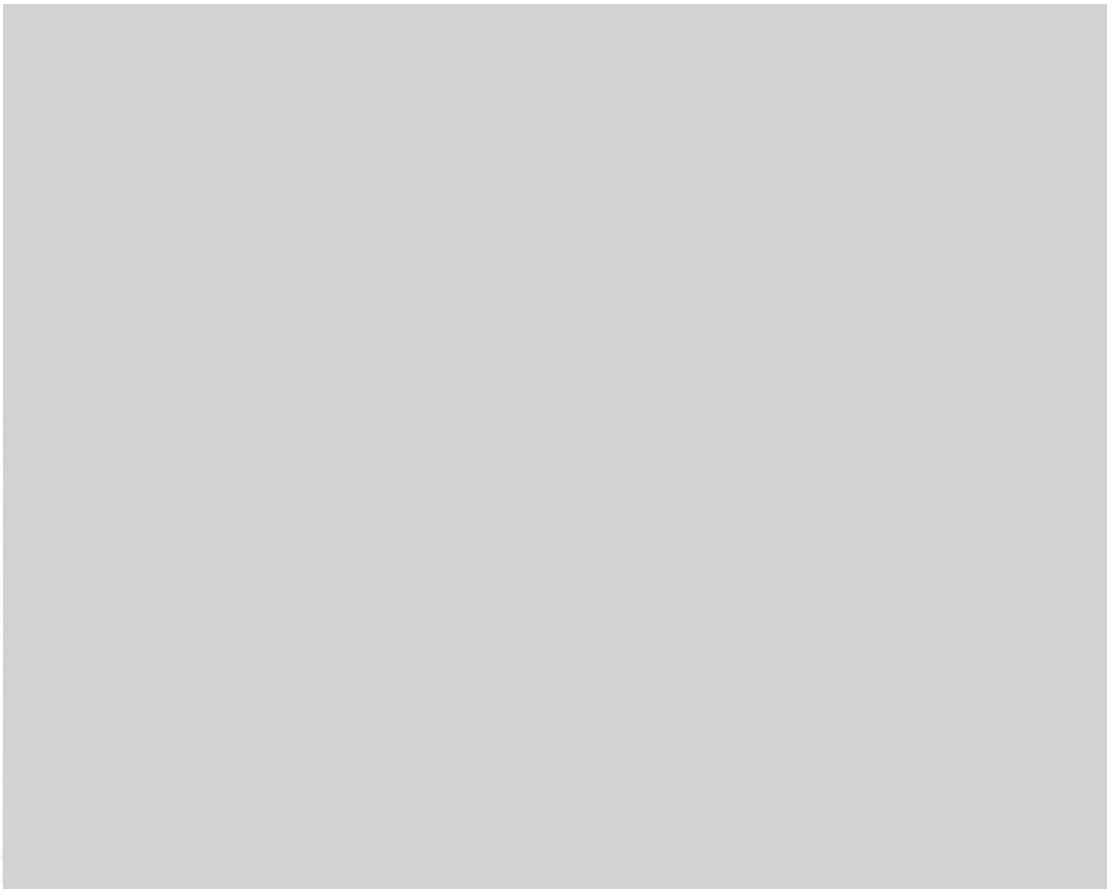
*修理写真等は宇佐美松鶴堂より提供いただいた。

*本事業は櫛引町を補助事業者として、昭和六十一年度・六十二年度の二年継続で行なわれた。昭和六十一年度には黒川能下座が所有する能装束 藍紅紋紗地太極図印金狩衣 一領の修理を行なったが、この修理報告については通例の修理のために割愛した。

（文化庁文化財保護部美術工芸課 河上繁樹）

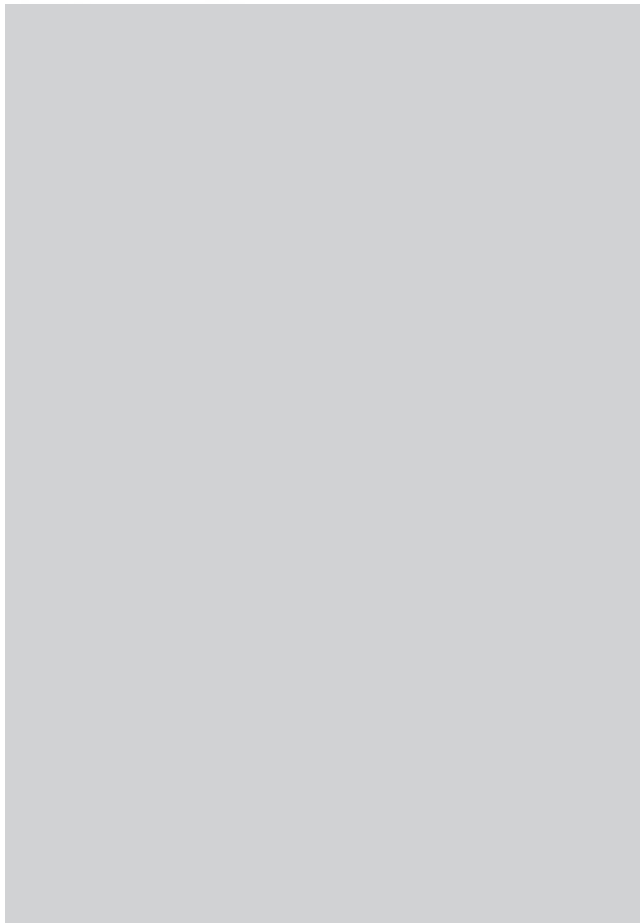


修理前

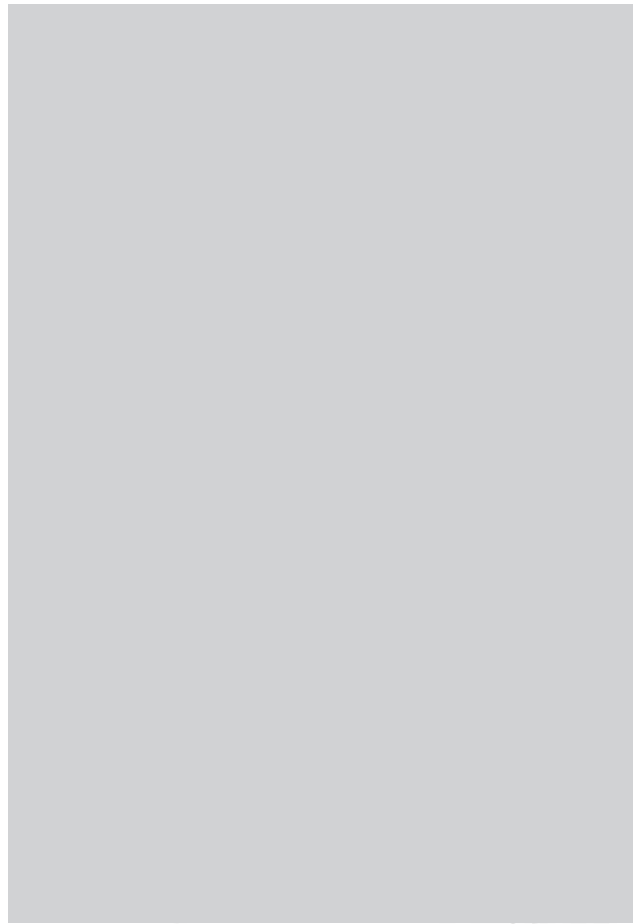


完 成

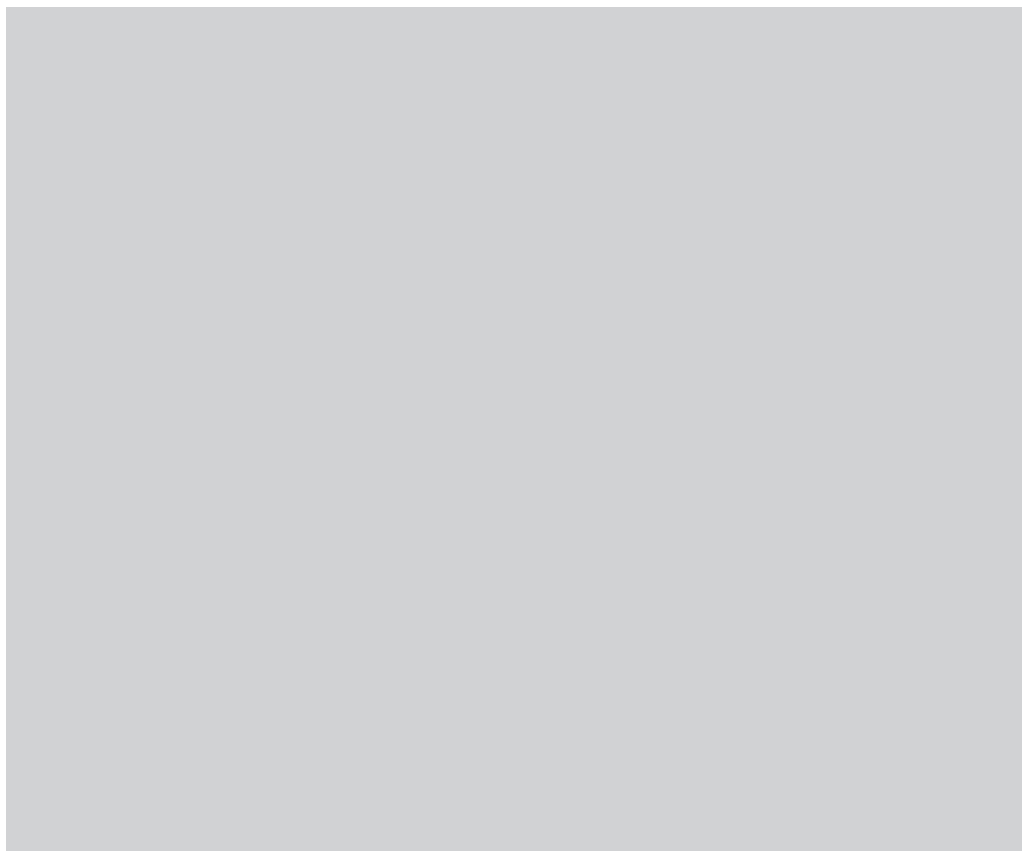
能装束 黒川能上座



狩衣 下前（裏） 修理前

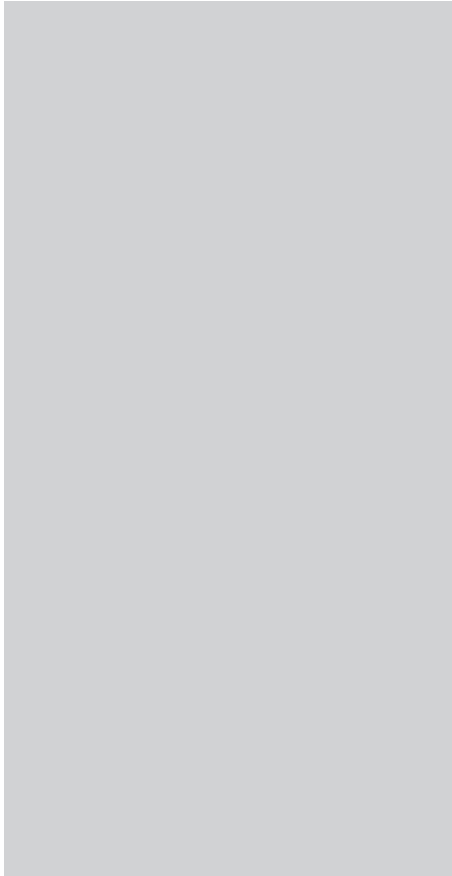


狩衣 上前（裏） 修理前

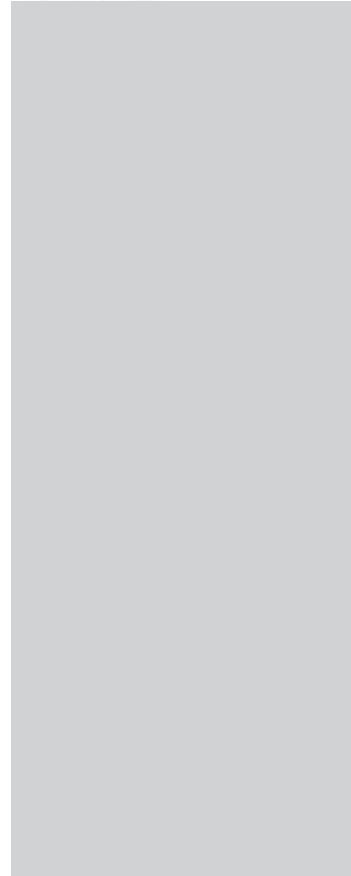


狩衣 背（裏） 修理前

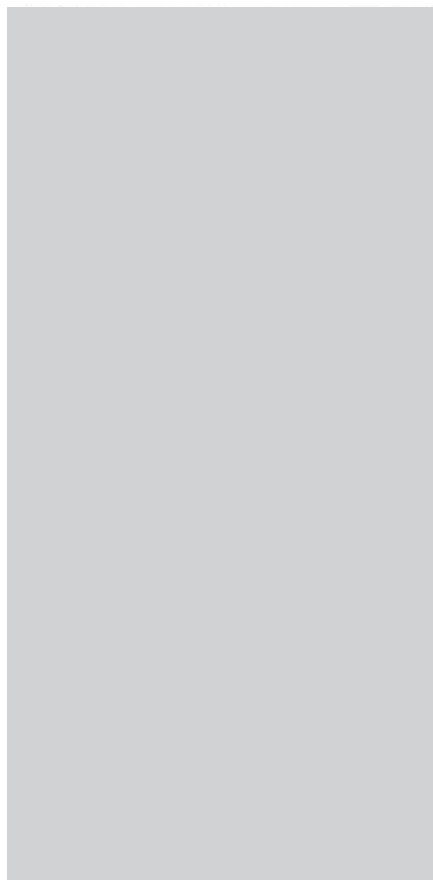
能装束 黒川能上座



狩衣 左袖（裏） 小袖の右前身頃と右衽にあたる。解体途中。

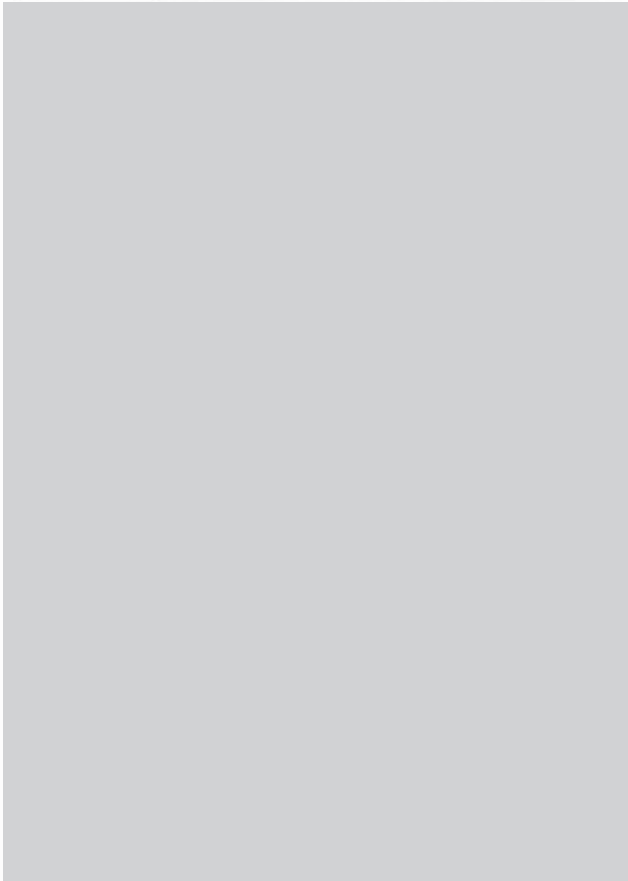


狩衣 上前（裏） 小袖の左袖、襟の一部にあたる。解体途中。

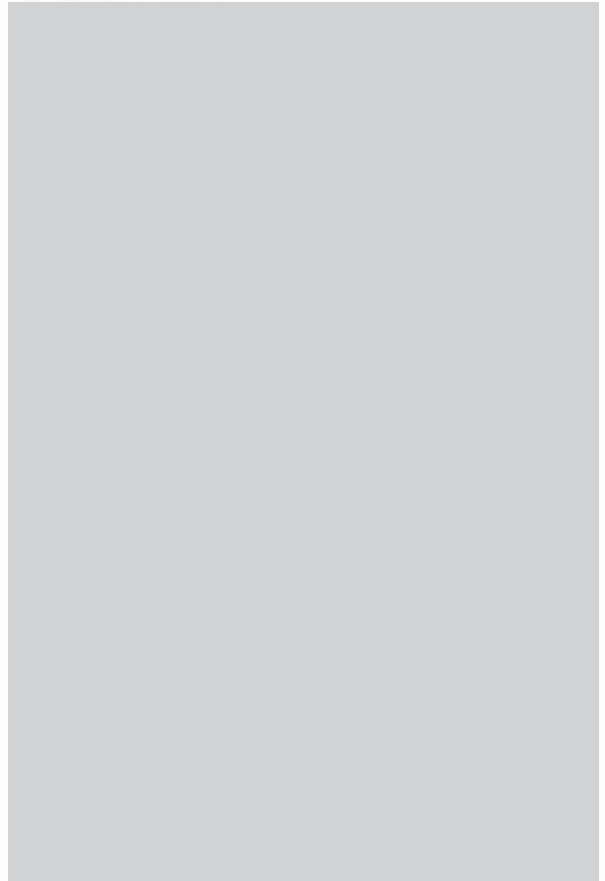


狩衣 右袖（裏） 小袖の左前身頃と左衽にあたる。解体途中。

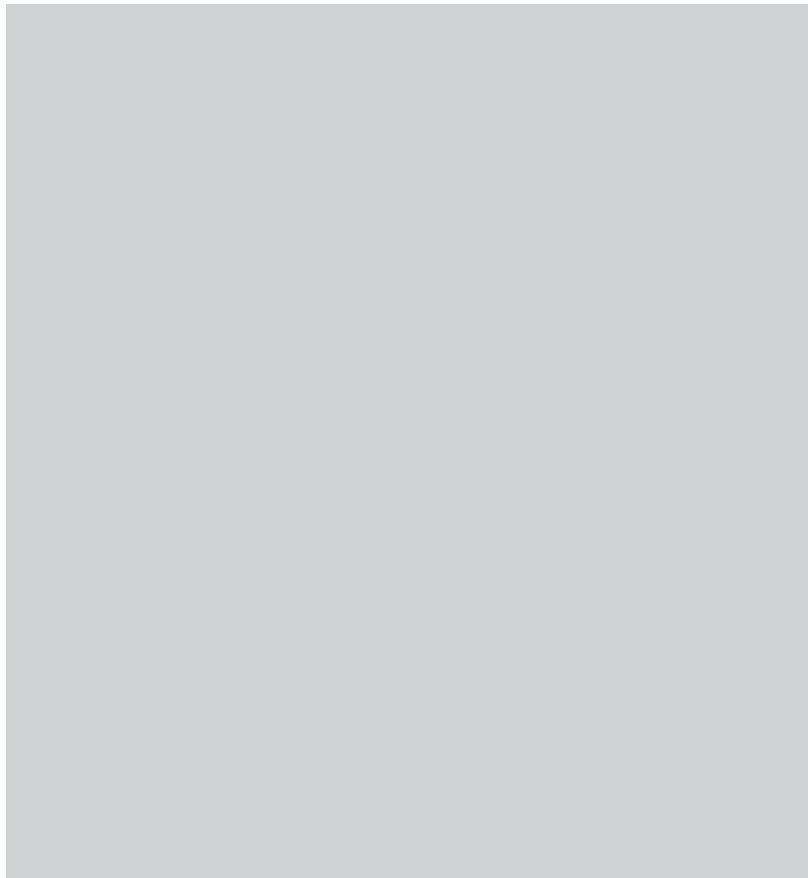
能装束 黒川能上座



上前 完成

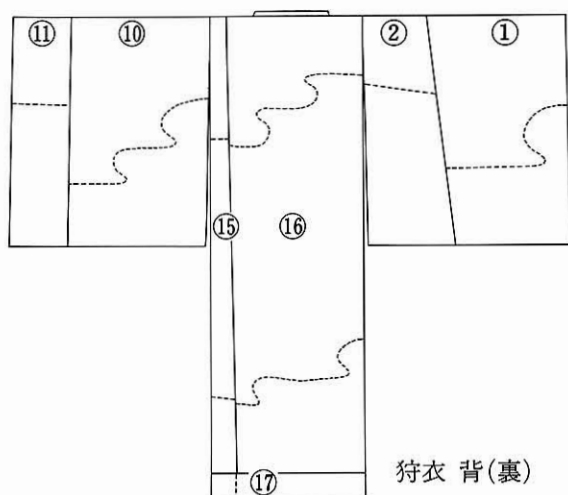


下前 完成

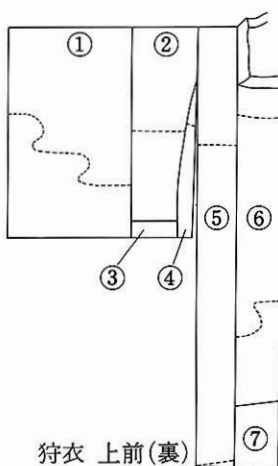


背 完成

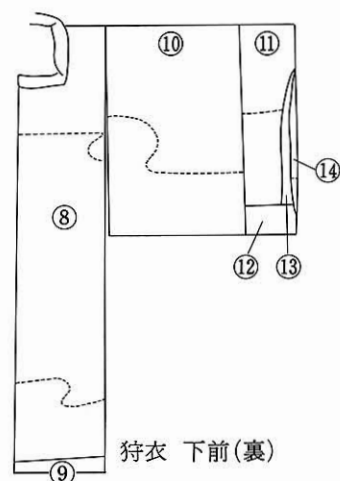
能装束 黒川能上座



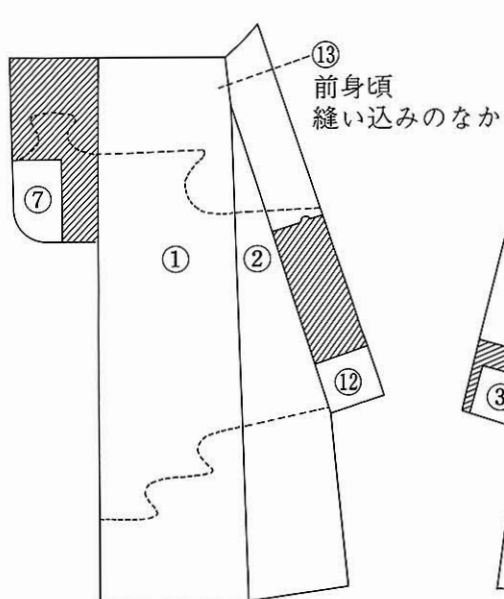
狩衣 背(裏)



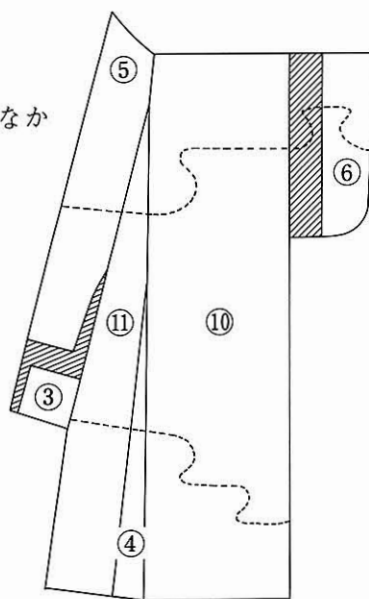
狩衣 上前(裏)



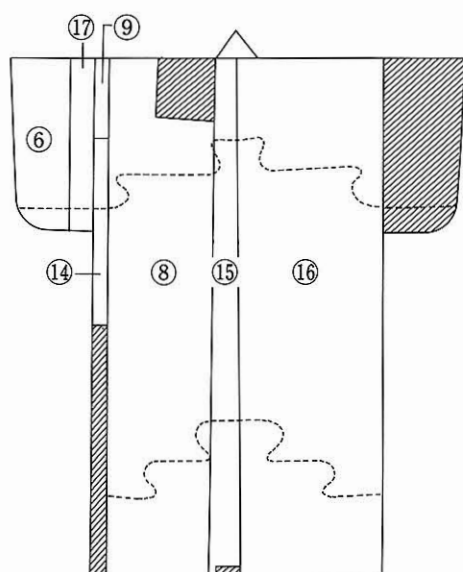
狩衣 下前(裏)



小袖 下前



小袖 上前



小袖 背

- ① 小袖の右前身頃
- ② 小袖の右衽
- ③ 小袖の左襟先
- ④ 小袖の左衽 (身頃側)
- ⑤ 小袖の襟
- ⑥ 小袖の左袖 (袖口側)
- ⑦ 小袖の右前袖の袂部分
- ⑧ 小袖の左後身頃
- ⑨ 小袖の左後身頃 (袖側上部)
- ⑩ 小袖の左前身頃
- ⑪ 小袖の左衽
- ⑫ 小袖の右襟先
- ⑬ 小袖の右前身頃 (縫い込みのなか)
- ⑭ 小袖の左後身頃 (袖側)
- ⑮ 小袖の左後身頃 (背縫側)
- ⑯ 小袖の右後身頃
- ⑰ 小袖の左後袖 (袖付け側)

■ 新補

※狩衣と小袖の番号は各々対応する